

調査報告書：インターネット上の プライバシー侵害の問題

岡 本 友 (智) 子

- 1 2003年9月29日～同年12月3日, Indiana University School of Law, Bloomington において, 研究課題「情報ネットワーク社会における個人の利益・価値相互間の調整と不法行為法の役割」に従事した。

世界で最も進んでいる情報ネットワーク社会であるアメリカにおいても, トップクラスの図書館として位置づけられるインディアナ大学ロー・スクール付属図書館で, 上記関係資料・文献に関して包括的かつ最新の調査と収集を行った。

それとともに, Information Privacy Law, Internet Law, Internet Privacy, Communications Torts に詳しいロー・スクールの幾人かの教授から, 特に Fred H. Cate 教授や Robert H. Heidt 教授から, 有意義な助言や示唆を受けつつ調査研究を行った。また, Heidt 教授によれば, Bloomington 市の 80% 以上の市民がインターネットを利用し, 80歳を超える高齢者もインターネットによるショッピングを利用するなどアメリカ社会のインターネットの普及の実体について示唆を受けた。今回の調査では, Kelley School of Business の Eric Rasmusen 教授からも, アメリカにおいて普及しつつある最新の技術等について示唆を受けた。さらに, ロー・スクールの 1L や 2L の数人の学生, 特に Maurice Williams さん, Shea Eslerling さんとミーティングをもち, インディアナ大学におけるネットワーク社会の現状と問題点について調査した。

2 上記課題に関するアメリカの最新の議論に接するため、データベースとして、Lexis / Nexis 及び Westlaw を主に使用し、ネットワーク社会の矛盾・問題点を特徴的に示す最近半年間の具体的な出来事や事件を調査した。

まず、アメリカの三大新聞 New York Times, Washington Post, USA Today を中心に検索し、その他 Los Anglos Daily Journal 等も参照した。

次に、リーガル・ニュースないしリーガル・ニュースレターに関し、例えば ABA Journal, Chicago Daily Law Bulletin, The Computer & Internet Lawyer, Cyber Technology & E-Commerce : Mealey's Litigation Report, E-Commerce Law Report, E-Commerce Law & Strategy, Internet Law Researcher, The Internet Lawyer, The Legal Intelligencer, The Lawyers Weekly, Legal Times, National Law Journal, New York Law Journal, New Jersey Law Journal, Telecommunications Industry Litigation Reporter, Consumer Financial Services Law Report 等を検索した。

さらに、ロー・レビューないしロー・ジャーナルに関しては、最近一年間におけるインターネット法やコミュニケーション法関係の専門誌を中心に、例えば Berkeley Technology Law Journal, Boston University Journal of Science & Technology, Communication Law & Policy, Computer Law Review & Technology Journal, Duke Law & Technology Review, Harvard Journal of Law & Technology, John Marshall Journal of Computer & Information, Rutgers Computer & Technology Law Journal, Virginia Journal of Law & Technology 等を検索した。

データベースを検索する際に利用した主要なキーワード・条件については、以下のとおりである。

internet / 25 privacy OR defamation
 provider / 25 privacy OR defamation
 internet / 25 spam!
 identity theft / p internet
 privacy / p monitor!
 RIAA / p filesnar!

例えば、「internet / 25 privacy OR defamation」は、キーワード「privacy (プライバシー)」あるいは「defamation (名誉毀損)」で、前後 25 単語以内に「internet (インターネット)」を含む論文・記事・判例検索を行った。

また、インターネットの Web ページ上で公開されているニュース、例えば BNA's Internet Law News, FindLaw Legal News, GigaLaw. com, Internet. com, INTERNETWEEK. com, CNET News. Com, ZD Net News, Wired News 等についても、調査した⁽¹⁾。

3 以上のデータベースによる新聞・雑誌の検索やインタビュー調査から、アメリカのインターネット社会における法的諸問題として、スパム (迷惑メール) (Spam), 個人情報盗難 (Identity Theft), エンターテインメント業界とオンライン・ファイル交換サービス利用者との対決等の事件が顕著に

(1) 各 Web ページの URL (Uniform Resource Locator) は以下のとおりである。

BNA's Internet Law News	http://ecommercecenter.bna.com/
FindLaw Legal News	http://news.findlaw.com/
GigaLaw. com	http://gigalaw.com/
Internet. com	http://internet.com/
INTERNETWEEK. com	http://www.internetweek.com/
CNET News. Com	http://news.com.com/
ZD Net News	http://www.zdnet.com/?tag=zdnheader1
Wired News	http://www.wired.com/

見られ、プライバシー・個人情報の保護、オンライン取引とセキュリティの強化、楽曲の著作権保護等をめぐる法的な問題が表面化していた。

- (1) 米下院議会は2003年12月8日、スパム規制法「未承諾のポルノグラフィおよびマーケティング攻撃に対する規制法」(Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act of 2003 : CAN-SPAM Act) を可決し、翌年1月1日から施行された⁽²⁾。アメリカ初となるこの法律は、詐欺的なスパムを締め出し、個人情報盗難 (Identity Theft) の取り締まりを目的とする。法的なスパム対策にとって非常に重要となる「連邦レベルでの一貫性」をもたらすため、既存の30種類以上の州法に優先する。

CAN-SPAM Act は、未承諾の商用電子メールの送信は禁止せず、送信者に対し、広告主の住所をメッセージに含めること、商用メールである旨を「はっきりと目立つところに」記載すること、受信者に今後の送信を希望しないという選択肢を提供することを義務付けた。さらに、アメリカ連邦取引委員会 (Federal Trade Commission : FTC) が作成して人気を呼んでいる「Do-Not-Call」(セールス電話拒否) 登録の迷惑メール版として、「Do-Not-Spam」(スパム拒否) 登録を作成することの是非について検討することも求めている。

しかし、同法に対しては、すでにいくつかの問題点が指摘されている。例えば、カリフォルニア州など一部の州法よりも制限が緩く、商用の迷惑メールの送信を徹底して禁じることはできない、という批判がある。また、FTC の Timothy J. Muris 委員長も含め、スパム拒否登録は効果的で

-
- (2) CAN-SPAM Act の条文はいくつかのサイトで入手できるが、ここでは次のサイトを紹介する。<http://www.spamlaws.com/federal/108s877.shtml>

また、同サイトではアメリカ以外の国のスパム対策についての情報にもリンクを張っている。

なく、意図とは逆の結果を招く可能性があるという指摘もある⁽³⁾。

これ以外にも、John Marshall Law School の David Sorkin 助教授も、問題を解決するどころか悪化させる可能性があると警告している。David Sorkin 助教授は、全米ロー・スクールの中で初めてスパム研究をテーマとして開講された講座の担当者である⁽⁴⁾。

- (2) 音楽・映画会社がファイル共有ソフトウェアの配布企業に、ネット上での違法な音楽・映画交換に対する法的責任を負わせることができるか。一部のユーザが著作権付き音楽・映画の交換に利用しているという理由で、オンライン・ファイル共有ソフトウェアの配布元に、著作権侵害行為に対する法的責任を負わせるべきか。それともユーザ自身を訴えるべきか。連邦裁判所は、この問題をめぐる審理を行っている。

米レコード産業協会 (The Recording Industry Association of America : RIAA) は、デジタル・ミレニアム著作権法 (The Digital Millennium Copyright Act : DMCA)⁽⁵⁾ の規定に基づいて出された 1600 件余の情報開示命令から得た個人名をすべて使用し、2003 年 9 月 8 日、数百万ドル相当の損害に匹敵する「著しい」著作権侵害の疑いで、ファイル交換利用者を相手取り 261 件の訴訟を起こした⁽⁶⁾。

この情報開示命令は、著作権のある作品を違法ダウンロードした疑いがあるインターネット利用者の名前・住所・電話番号を開示するよう、インターネット・サービス・プロバイダ (ISP) に対し著作権所有者が要

(3) See, http://zdnet.com.com/2100-1107_2-5134877.html

(4) 講座の名称は、「Current Topics in Information Technology Law : Regulation of Spam and E-mail Marketing」(<http://www.spamseminar.com/>) である。

(5) DMCA の条文は、U.S. Copyright Office のサイトより入手できる。<http://www.copyright.gov/legislation/dmca.pdf>

(6) See, <http://news.com.com/2100-1023-5072564.html> ; <http://www.riaa.com/>

求できると認めている。

RIAAによるこの一連の訴訟は、DMCAがインターネット・ユーザ個人に適用される初めてのケースである。これまでも著作権侵害サーバやサイトの運営者に対する散発的な訴訟はあったが、一般のコンピュータ・ユーザが広く流行する行為に対して法的責任を問われることはなかった。

Napster⁽⁷⁾の登場から今日まで、数千万人のユーザが自分の行為の違法性をほとんど認識することなく、KaZaa⁽⁸⁾などのサービスを通じて楽曲、映画、そしてソフトウェアのオンライン交換に手を染めた。既に1997年から「No Electronic Theft Act」が施行されているが、同法の存在はほとんど知られておらず、現在も多くのピアツーピア (PtoP⁽⁹⁾) ユーザが技術的には刑法違反を犯しているのが実情である。

今回の大量訴訟では、このようなユーザの行為に対して初めて損害賠償を求めることになる。DMCAでは、違反者には1件につき最大15万ド

(7) Napsterとは、「IT用語辞典 e-Word」によると「1999年1月に発表された、インターネットを通じて個人間で音楽データの交換を行なうアプリケーションソフト。

このソフトはNapster社が管理する中央サーバに接続し、ユーザのパソコンに保存されているMP3形式の音声ファイルのリストを送信する。これを、世界中のユーザが共有することにより、互いに他のユーザの所持する音楽ファイルを検索し、ダウンロードすることができる。

中央サーバはファイル検索データベースの提供とユーザの接続管理のみを行っており、音楽データ自体のやり取りはユーザ間の直接接続によって行われている。

登場当初はアメリカの大学で大流行し、回線への負担の大きさから利用を禁止する大学が続出し、話題となった」(<http://e-words.jp/w/Napster.html>)。なお、Napster社のWebページは、<http://www.napster.com/>である。

堀部政男編著「インターネット社会と法」(新世社、2003年) pp.209-213も参照。

(8) KaZaaに纏わる一連の記事については、「オンライン・コンピュータ用語辞書」も参考になる。<http://www2.nsknet.or.jp/~azuma/k/k0011.htm>

KaZaaのWebページは、<http://www.kazaa.com/us/index.htm>である。

(9) PtoPについては、<http://www.jnutella.org/gnutella/p2p-glossary.shtml>が詳しい。

ルの罰金が科されるとあり、今回の被告の中には多大な額を請求されるケースも考えられる。RIAAによると、2003年9月8日に提訴された個人ユーザの大半はファイル交換ネットワークで1000曲以上を公開していたという⁽¹⁰⁾。

同年9月30日、RIAAはさらに個人ユーザ80人を相手取り、新たに訴訟を起こした。RIAA側の調査担当者は、これらのユーザは数百または数千という数の著作権で保護された楽曲を、KazaaのようなPtoPサービスを通じてダウンロードできるようにしたと主張している⁽¹¹⁾。RIAAのこれら一連の訴訟により、ファイル交換のもつ法的リスクの認知度は劇的に上がった。しかし、連邦議員や消費者グループは、RIAAが個人の人権を侵害したり、間違ったユーザを訴えていると主張した⁽¹²⁾。

そこで、RIAAは、提訴前に訴訟の対象となり得るユーザに対して告知を行うこととし、同年10月中旬になって、警告の書簡を204人のユーザに送付した。この書簡には、被告となる可能性のあるユーザに対し、「法に対する無知は、防御とはなりえない」こと、そして「共有」された著作権保護付きの楽曲1曲につき、750ドルの最低損害賠償金を法律が認めていることを知らせる内容が記されている。また、コンピュータ上に保存しているMP3ファイルなど、訴訟に関連しそうないかなる証拠も消さないようにという警告も併せた。さらに、書簡を受けとったユーザが、そのなかに記されている日付から10日以内の返答を要求した。

RIAAがファイル交換で訴えたユーザの人数は、2004年1月21日の提訴で計914人に達した。RIAAのCary Sherman会長によれば、これまでに233件で和解が成立、さらに100件で和解の合意に達しており、和解金額

(10) See, <http://www.riaa.com/news/newsletter/090803.asp>

(11) See, http://www.riaa.com/news/newsletter/093003_2.asp

(12) See, <http://news.com.com/2100-1027-5099738.html>

は1人平均約3000ドルという⁽¹³⁾。

RIAAの情報開示命令送付と一連の訴訟には、以下のような批判が起きている。

RIAAは、2002年初頭から、情報開示命令送付の法的な裏付けとして、DMCAの条項を引き合いに出していた。RIAAは、これらの情報開示命令をインターネット・サービス・プロバイダ (ISP) 各社に送り、PtoPネットワーク経由でファイル交換によって著作権を侵害した疑いのある匿名のISP加入者の身元を開示させようとした。しかし、RIAAから最初に情報開示命令を送りつけられたVerizon社は、RIAAがDMCAを楯に、音楽ファイル違法ダウンロードに関与した疑いのある顧客名の開示を求めていることに対し、DMCAが定める情報開示強制力の濫用として、この情報開示命令を無効にするよう、これを違憲として連邦地方裁判所に異議を申し立てた⁽¹⁴⁾。

SBC Communications社、Charter Communications社、American Civil Liberties Unionも、情報開示命令発行に異議を申し立てた。Verizon事件は、著作権対インターネット・ユーザのプライバシー保護の戦いとして大きな注目を集めたが、RIAAの戦略に対して申し立てられている法的な異議のほとんどは、著作権侵害訴訟そのものに対してというよりも、RIAAがユーザの個人情報を得るために情報開示手続きを用いたことに焦点を置いている。本件では、捜査当局によって発行される従来の情報開示命令とは異なり、民間団体が請求したもので、進行中の訴訟と関連するものではない、と。

2003年4月に連邦地方裁判所でRIAAの主張を認める判断が下され、

(13) See, <http://www.riaa.com/news/newsletter/012104.asp>; http://zdnet.com.com/2100-1104_2-5144558.html

(14) Verizon事件についてのRIAAの一連の情報については、see, <http://www.riaa.com/news/filings/verizon.asp>

RIAA はその後数百件の訴訟を起こすに至った。

ところが、2003年12月19日、コロンビア特別区の連邦控訴裁判所は、これまで続いてきた RIAA に有利な一連の判断を覆し、判事の同意を得ることなく ISP に召喚状を送付し、各社のネットワークを利用してファイル交換を行う者の身元特定を求めることは、DMCA では想定されていないとする判断を下した。

1998年に制定された DMCA は、オンライン上の著作権侵害に対する責任をめぐって、著作権所有者と通信会社が議会で激しい論争を繰り広げた末に出来上がった法律で、この争いは、最終的に妥協という形で終結した。DMCA の下、ISP は自社のサーバあるいはネットワーク上に保管されたものは別として、自社のインフラを単純に通過しただけの通信に対する責任を問われない。

これと同様の考え方にに基づき、連邦控訴裁判所は、DMCA の情報開示手続きに関する条項は PtoP ネットワークには適用されないと判断した。連邦控訴裁判所では、著作権で保護された楽曲その他のデータが、ユーザの使うコンピュータ間で直接転送され、ISP 各社のネットワーク上には保存されないという点を、その理由に挙げている。結局、連邦控訴裁判所の判断は、ISP 加入者の身元を開示させる目的で RIAA が主張していた情報開示命令の効力のみを問題としており、既に起こされている訴訟の合法性には触れていない⁽¹⁵⁾。

しかし、裁判所の判断の変更は、RIAA のこれからのファイル交換ユーザを相手取った訴訟の妨げになることはない。通常、P2P ネットワーク上のファイル交換ユーザは匿名で活動し、彼らが加入している ISP から割り当てられた IP アドレスによってのみ特定できる。ISP 加入者の名前と住所は、個々の IP アドレスと個人アカウントを関連付けられる ISP の記録

(15) See, <http://news.com.com/2100-1027-5129687.html>

を見れば入手することが可能である。そのためには、匿名のファイル交換ユーザに対して、個人名不詳のまま提訴する「John Doe」訴訟を個別に起こす必要がある⁽¹⁶⁾。

- (3) Eコマース業界の Amazon. com, eBay, Microsoft などの企業各社が、オンライン上での個人情報盗難 Identity Theft の防止に向けた連合「Coalition on Online Identity Theft」を 2003 年 9 月 2 日に結成した。同連合は啓蒙活動を進め、政治家や消費者の間でここ数年大きな懸念事項となってきた犯罪の取り締まりに向けて、警察当局との連携を強化した。同連合は、ハイテクノロジー産業を代表する業界団体、米情報技術協会 (Information Technology Association of America : ITAA) によって組織されている⁽¹⁷⁾。

Coalition on Online Identity Theft 結成の 2 カ月前には、カリフォルニア州で、拡大する個人情報盗難 Identity Theft の問題に歯止めをかけるため、消費者のデータに危険が及んだ可能性がある場合、セキュリティ侵害について適切な対応を取るよう企業に促すことを定めた「Security Breach Information Act」が、2003 年 7 月 1 日施行された⁽¹⁸⁾。

同法では、個人情報を「ファーストネームまたはその頭文字を伴ったラストネーム、および以下のいずれかの情報：社会保障番号、運転免許証またはカリフォルニア州の ID カードの番号、あるいは銀行口座番号、クレジットカード番号、デビットカードの番号のいずれかとその口座にアクセスするためのパスワードもしくはセキュリティコード」と定義している。このようなデータを収集し、カリフォルニア州で事業を行う企

(16) RIAA の「John Doe」訴訟ポリシー等については、see, [http://www.riaa.com/news/ newsletter/012104_faq.asp](http://www.riaa.com/news/newsletter/012104_faq.asp)

(17) See, <http://www.ita.org/infosec/docs/idtheftpressrelease.doc>

(18) http://info.sen.ca.gov/pub/01-02/bill/sen/sb_1351-1400/sb_1386_bill_20020926_chaptered.html

業、あるいは同州に顧客を持つ企業は、カリフォルニア州の顧客の「個人情報」が許可を受けていない人物により取得された」可能性がある場合、本人に通知しなくてはならない。顧客情報を適切に保護していない企業や、システムに侵入されてもそれを顧客に通知しなかった企業は、民事訴訟を起こされる可能性がある。

「Security Breach Information Act」は、暗号化された形で格納されている個人情報には適用が免除されている。そのため、データを暗号化することがこの法律を順守する最も簡単な方法という指摘により、同法の施行後、データの常時暗号化を保証することが不案内な企業から、暗号化技術やデータセキュリティを取り扱うセキュリティ企業への問い合わせが急増している、という⁽¹⁹⁾。

連邦取引委員会 (FTC) が 2004 年 1 月 22 日に発表した年次報告書「National and State Trends in Fraud and Identity Theft」⁽²⁰⁾によると、アメリカでは、2003 年、消費者から FTC に寄せられたネット犯罪の被害届は 50 万件以上で、最も多かったのは個人情報盗難 Identity Theft で、インターネット関連の詐欺がそれに続く。個人情報盗難 Identity Theft ・詐欺による被害額は、4 億 3700 万ドルに達した。被害届の中で最も多かったのは個人情報盗難 Identity Theft に関するもので、前年比 33 % 増の 21 万 5000 件となった。

さらに年次報告書によると、インターネット関連の詐欺は前年から 51 % 増加している。これは、個人情報盗難 Identity Theft 以外の被害届の半分以上を占めるといふ。詐欺師は Web サイトやスパムを使って獲物を見つけていると、FTC は説明している。インターネット関連の詐欺のうち、最も被害が多いのはオークション詐欺、これに電子商取引やインタ

(19) See, http://zdnet.com.com/2100-1105_2-1022341.html

(20) See, <http://www.consumer.gov/sentinel/pubs/Top10Fraud2003.pdf>

ーネット接続サービスに関する被害が続く。

被害者の平均被害額は1件当たり1868ドル。100万ドル以上の損害を被った被害者も何人か含まれているため、被害額が釣り上がっている。被害届を出した消費者の半数は、228ドル以下の被害にとどまっている。FTCは正式に被害届を寄せた消費者の数だけを報告しているため、おそらく実際の被害者数はこれよりかなり多いと推計される。

4 最後に、筆者がインディアナ大学滞在中に、インディアナ大学内で言論の自由か多様性の尊重かにかかわる事件に遭遇した。この問題について、Indiana Daily Studentが、2003年9月5日～同11月13日にかけて連日のように、事件の経緯、大学当局の見解、大学事務スタッフ・研究スタッフの意見、学生記者の意見、GLBT（Gay, Lesbian, Bisexual and Transgender community）学生団体・地域団体の反応・見解、投書してきた学生達の個人的意見等を報道していた⁽²¹⁾。すなわち、Kelley School of BusinessのEric Rasmusen教授の個人のWeb log⁽²²⁾に掲載されたHomosexualityを批判する保守的な論述をめぐる論争である。そして、そのような論述がアップされているRasmusen教授個人のWeb logをインディアナ大学のサーバから切り離すべきか否かという論点であり、この件に関する大学当局側の対応に大学中の関心が集まった。

ロー・スクールにおいても、2003年11月13日20時から、The Legal Studies Clubが、Rasmusen教授本人も含め、学生リーガル・サービス代表Daniel Conkle氏、前述したロー・スクールのPrivacy Law, Internet Lawに詳しいFred Cate教授をゲストに招いて、討論会を主催し、活発な議論が展開された⁽²³⁾。

(21) See, <http://www.idsnews.com/>

(22) Web log とは、最近普及しつつある新しい Web ページの形態である。詳細については、例えば、<http://kotonoha.main.jp/weblog/> 参照。

Cate 教授は、インディアナ大学の構成員である学生・事務スタッフ・教授陣の多くが、Indiana Daily Student 紙上等で、「多様性」保護の必要性を理由に、Rasmusen 教授個人の Web log をインディアナ大学のサーバから切り離すべき旨正当化していることを、理解を示しながらも、憂慮された。すなわち、インディアナ大学の構成員が、自らが賛成できない表現への適切な反応としてその抑圧を求めるとは、大変な驚きである、と⁽²⁴⁾。

Cate 教授の主張はさらに続く。インディアナ大学は、公立の教育機関として、いかに多くの人々がその表現を不快なもの判断しても、合衆国憲法第一修正の下でそれを許容する義務がある。この許容は、抵抗と反対から誕生した民主主義国家のまさに根底をなす基本原則である。我々が広範囲の思想を許容するのは、単に法によってそうすることを義務づけられたからだけではなく、質問や表現の自由へのコミットメント及び「法によって強制された沈黙」よりもむしろ「公開討論を通じて適用される理性の力」へのコミットメントを共有するからである。多様性へのコミットメントに言及することをもって、Rasmusen 教授に沈黙を求めることを正当化することほど皮肉な話はない。

我々が今日誇りに思う多くの多様性は、合衆国憲法第一修正により保護されたことにより、不当と考える法、政治、思想に声を上げた、勇気ある人々—公民権擁護者、ゲイ・レスビアン⁽²⁵⁾の権利の唱道者を含む—の所産である。公的な抑圧から彼らの表現を擁護した同じ合衆国憲法第一修正が、Rasmusen 教授や我々自身を保護するのである。多様性は、「法によって強制された沈黙」ではなく、むしろ合衆国憲法第一修正が擁護する「大勢の発言」や「公開討論を通じて適用されるような理性の力」によって奉仕されるのである。したがって、大学行政当局の行動の怠慢を悲しむよりむしろ

(23) See, <http://www.idsnews.com/story.php?id=19732>

(24) See, <http://www.idsnews.com/story.php?id=18267>

ろ、我々はその賢い抑制やこのコミュニティの多様性へのコミットメント、それを保護することを助ける法を喜ぶべきである、と。

5 以上が、2003年度のインディアナ大学ロー・スクールに滞在し、主として、（1）スパム規制問題とその法的対応、（2）違法なファイル交換とその法的対応、（3）個人情報漏洩とその法的対応、（4）個人のウェブ・ログ上の言論の自由とマイノリティの権利保護との調整問題、について調査・研究した成果の概要である。

今後の課題として、アメリカのネットワーク社会で生じた最新の事件・出来事をより法社会学的観点から把握し、その法的対策について十分に考察することにより、今後の日本のネットワーク社会においても役に立つ示唆を得ることにしたい。

[後記] 本稿は、科学研究費補助金の交付を受けた研究の成果の一部である。